

「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例（案）」に係る主なパブリックコメントについて

通し番号	ページ ¹	コメントの概要	金融庁の考え方
1	9 12 15 18 21 24 27 30 33 36 39 42 45 48 51 54 57	各インパクトで特定された指標例について、政府の推進するインパクト投資に資するよう IRIS+の指標番号を可能な限り紐づけてはどうか。	<p>ソーシャルボンドの社会的な効果に係る指標等の検討にあたっては、国際的なイニシアティブ等が提供している指標リスト・カタログ等を参考とすることは有益と考えられます。</p> <p>一方、こうした指標リスト・カタログ等には、様々なものがあり、現在も発展段階にあること、プロジェクトの性格等によって参照すべきものが異なる可能性もあることから、現時点では、特定のリスト・カタログ等を参照することとはしておりませんが、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	8 ~ 58	<p>例①：ダイバーシティの推進・女性の活躍推進</p> <p>性別を問わず、あらゆる機会を均等にすることは賛成だが、女性に焦点を当てて支援するとか、目標値に女性の〇〇などを掲げることは無意味。それぞれが判断して結果と</p>	<p>本付属書 4 は、発行体が実際にプロジェクトを実施する際の個々のプロジェクトの適格性を保証するものではなく、ソーシャルボンドの発行体による社会的な効果の適切な開示の参考となるよう、ソーシャルプロジェクトとその指標例等を例示したもの</p>

¹ 2022年5月30日に公表したソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例（案）における該当ページ番号を記載している。

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>して比率や人数がどうなるかは関係ない。</p> <p>例②：ダイバーシティの推進、あらゆる人々の教育機会の確保 ①と同様、機会を均等にすることは賛成だが、日本にいる限り外国人の自助努力が前提。むやみに外国人等に金をかけたり、目標設定をする必要はない。</p> <p>例③：ダイバーシティの推進、バリアフリーの推進、健康・長寿の達成 健康増進に最も効果的なのは、小麦粉由来の食品の米粉への転換、牛乳等乳製品の豆乳への転換、お菓子等のジャンクフードの制限をかけるべき。</p> <p>例④：子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進 子育て支援のハードを整備すると同時に、子育て業に専念したい母親への支援を充実させるべき。</p> <p>例⑤：働き方改革とディーセントワークの実現、女性の活躍推進、高齢社会への対応 介護等が必要となる高齢者へ支援するだけでなく、支援を必要としない高齢者が、より生き生きと生活できるような支援も並行して実施すべき。</p>	<p>であり、指標はこれらに限られるものではありません。また、本付属書4に例示されていないソーシャルプロジェクトやその対処する社会的課題が重要性の点で劣るものではないと考えております。</p>

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>例⑥：バリアフリーの推進 バリアフリー施設は充実させるべきだが、ジェンダーフリーは言い出すとキリがない。程々にすべき。</p> <p>例⑦：子どもの貧困対策推進・あらゆる人々の教育機会の確保 経済的に困窮する子供が最も必要とするのは保護者の愛情。保護者の教育を先にすべき。</p> <p>例⑧：責任ある企業行動の促進 企業のトップが、利益だけ、金だけ求めるような人物では、何をやっても無駄。企業トップの修身教育が必須。</p> <p>例⑨：健康・長寿の達成（高齢社会への対応含む） 対処療法中心の現代医学では、ICTを活用しようが無意味。職から改善して未病予防を推進すべき。</p> <p>例⑩：健康・長寿の達成（高齢社会への対応含む）、ダイバーシティの推進、バリアフリーの推進 とにかく、食の改善がポイント。昔ながらのご飯、発酵食品、地元の食材を使ったものにシフトし、残留農薬・人工添加物、遺伝子組換え・ゲノム編集、抗生物質等を排除するのが先決。</p> <p>例⑪：企業による新型コロナウイルス感染症対策（経済的</p>	

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>影響への対応含む) 過去のコロナ対策が如何に意味がなかったか、真摯に検証すれば、風邪程度のことには大騒ぎしたことが無駄だったことがわかるはず。</p> <p>例⑫：地方創生・地域活性化 地域活性化に異論はないが、農業等の一次産業に本腰を入れて、自給率の100%を目指すべき。</p> <p>例⑬：地方創生・地域活性化 ICT環境の整備もいいが、まずは一次産業への支援。</p> <p>例⑭：持続可能で強靱な国土（防災・減災対策、インフラ老朽化対策） 施設の充実とともに、地域の共同体の再構築を図るべき。</p> <p>例⑮：住宅確保要配慮者向けの住居支援 大家族の推進、あるいは年代を超えた施設の充実を図るべき。</p> <p>例⑯：食品廃棄物・食品ロスの削減とリサイクル／国際協力（発展途上国の食料安全保障と栄養改善の達成） まずは、国内の自給率を上げるためにも、米作の推進を図るべき。海外援助は国内自給率が100%に達してから</p>	

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>本腰をいれるべき。</p> <p>例⑰：持続可能な生産・消費の促進 慣行農法を今後10年で縮小・廃止しすべて有機農法・自然農法にシフトすべき。</p>	
3	7 14～ 16 22 23～ 25 33、 34 47～ 49 50、 52	<p>法律や政策に関連する文書に置いてはしょうがい障「害」と表記し、障「がい」と害をひらいて使わないのが通例と思うが、本資料中ではしょうがいが障がい表記となっている。他の政策文書との統一が必要ではないか。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。なお、しょうがいの表記の在り方については多様な見解がある中、昨年10月に確定したソーシャルボンドガイドライン及び本付属書4においては、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において用いられている「障がい」という表記を用いることとしたところで</p>
4	1 2	<p>5頁の「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」冒頭説明書きにおいて、「(指標の例は)あくまで例示であり、これらに限られるものではない。」と説明があるが、この趣旨を明確にするためにも、1～2頁の「1. 本付属書策定の目的」または「2. 本付属書の構成・基本的な考え方」においても、5頁の説明と同じように「(指標の例は)あくまで例示であり、これらに限られるものではない」との追記を検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘の点については、本付属書4の1頁の脚注2において、「本付属書は、各プロジェクトの適格性や、プロジェクトにおいて必ずしも例示された社会的な効果等が生ずることを保証するものではなく、プロジェクトがもたらすことが期待される社会的な効果等の全てを網羅するものでもない。」、また、同2頁の脚注5において「本付属書に例示された指標及びロジックモデルは、国内外のソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの発行事例等、並びに、関係府省庁会議における検討を踏まえて、あく</p>

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
			まで例として作成したものである。」と記載しております。
5	8 ~ 62	<p>8頁以降、各事例におけるアウトプット、アウトカム、インプットの指標例を例示いただいている。アウトプットの指標例については、発行体自らが取り組む事業に関する指標であり、算定・開示は容易である。一方、アウトカムおよびインパクトの指標例については、「アンケート」など発行体の算定・開示に配慮いただいていると理解しているが、民間企業が収集した場合、データの信頼性の観点から課題があるように思われる。そのため、アウトカムやインパクトの測定には、統計的手法を活用するなどにより計測・指標の客観性や信頼性を確保する方法についても検討が必要である旨についても言及すべきではないか。</p> <p>代替的な指標の例として、該当するソーシャルプロジェクトに関連する公的支出の増減金額など、公共団体の予算・決算の開示資料や統計資料等により算定可能な指標についても、アウトカムおよびインパクトの指標例として位置づけることを検討いただきたい。これらは、上述のデータの信頼性に係る課題に対処する上でも有用と考えられる。</p>	<p>アウトカムやインパクトの測定について、計測・指標の客観性や信頼性を確保することは重要と考えておりますが、この点に関して、ソーシャルボンドガイドライン本文においても、社会的な効果に係るレポーティングに当たって、指標は、その算定方法や前提条件と共に示されることが望ましい旨記載しております。</p> <p>また、本付属書4で示している指標の例は、あくまで例示であり、これらに限られるものではなく、公的機関の開示資料や統計資料等により算定可能な指標も、プロジェクトの帰属性(寄与率)を考慮した上で指標として用いることも可能と考えられます。</p>
6	—	<p>昨年公表された「ソーシャルボンドガイドライン」、特にその付属書1及び付属書2からの継続作業として、今回付属書4の草案が公表された。これは、「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」とあるものの、指標の例示にとどまらず、日本国内で想定される社会</p>	ご意見ありがとうございます。

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>的課題として 17 の分野におけるインパクトに至る過程（一種のロジックモデル）を提示し、その中に想定される指標を埋め込むという意欲的な作業となっており、まずこの点を高く評価したい。ソーシャル指標に対する世の中の関心は高まっているが、ややもすると測定可能な指標を課題に当てはめていくという本末転倒なやり方になりがちなか中で、この付属書のように、セオリーからアウトカムの特定、アウトカムの特定から指標の特定と考えるのは至極まっとうなやり方であり、そのような取り組みを省庁横断的に（関係府省庁会議の形態で）行っているのは素晴らしいと思う。</p>	
7	5	<p>留意事項のボックス内部、「本付属書に示した例を参照し、実際のプロジェクトにおいて社会的な効果に係る指標等を検討するに当たっては、本ガイドライン第3章A.4.7-10等に加え、以下の点に留意することが考えられる。」の部分で示されている2点の留意事項に、以下を追加することを提案する。</p> <p>（1）【ロジックモデル作成や指標設定のプロセスにおける留意事項】 社会課題は、特定の事業者が扱うものではなく、多くのステークホルダーの巻き込みや参画（啓発・周知も含めて）が必要という特徴がある。そのためロジックモデルの作成や指標設定のプロセスにおいて、重要なステークホルダーの参加・協働を意識し、その作成過程や作成協力者が何ら</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本付属書4の2頁の2.（2）において、発行体は、社会的な効果をこのようなロジックモデルの形式で開示することまではソーシャルボンドガイドラインにおいて求められておりませんが、実際のプロジェクトの検討に当たって、対処しようとする社会的課題に照らしてプロジェクトがもたらす社会的な効果やこれを示す指標が適切かを検証するため、また、開示に当たって、インパクトに至る過程等をわかりやすく説明するため、ロジックモデルの形式を用いることが有用と考えられる旨記載しております。</p>

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>かの形で公開されることが望ましい。</p> <p>(2)【指標等の設定に係る留意事項】(プレットの3点目に以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的な効果に係る指標は、定量、定性の両面から検討し、特に定性指標については、アウトカムやインパクト創出の要因を特定することに役立つ情報が得られると期待できることから、内部での情報共有等の方策を工夫する。 <p>(3)【インパクトに至る過程及び指標の開示に係る留意事項】</p> <p>ソーシャルボンドにより資金調達したソーシャルプロジェクトの社会的効果について一般に開示することが求められているが(ガイドライン本文 p.26)、開示により、発行体自身の継続事業、他の発行体による同種の事業、さらには本付属書における例示など、インパクトに至る過程及び指標が改変され、精緻化されていくことが期待される。そもそも社会課題はそれを生み出す要因が複雑に絡み合っており、さらに課題自体が固定化されたものでなく流動的なものも少なからずある。そのため、情報開示により知見の共有を進め、その知見が広く活用されるように、開示の際には達成されたアウトカムやインパクトにとどまらず、事業やロジックモデルに関して得られた教訓などを含めることが期待される。</p>	

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
8	8 ~ 58	<p>(1) 対象となる人々の限定 付属書1において、「ICMA ソーシャルボンド原則の「対象となる人々」の例示」が示されているが、これにあるように、ソーシャルのアウトカムおよび指標を考える際には、SDGsの「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」のスローガンに集約されているように、現状の社会システムにおいてもっとも不利益を被っている人々、不利な立場に置かれている人々の状況の改善を目的にすることが最重要ポイントの一つと考える。その意味においては、ガイドラインの本文 (p. 18) の書き振りは、必ずしも十分とはいえない。</p> <p>今回の付属書4において、この観点から十分な例示がされている事案に、例⑦(対象:子ども(特に経済的に困窮する子ども、特別な配慮が必要な子ども))があるが、例①(対象:女性)、例②(対象:外国人児童生徒(及びその家族))、例③(対象:障がい者)においても、さらなる対象のセグメンテーションを試み、ソーシャルプロジェクトが届くべき対象に届いているかが評価される仕様になっているかは今後検討されるべきであろう。</p> <p>(2) ロジックのつながり 「インパクトに至る過程」の記述におけるアウトカムとインパクトの関係については、目指すアウトカムの次元が上がれば上がるほど、それを単一の事業に帰属させるのが困難になる(いわゆるアトリビューションの問題が生じ</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(1)については、本付属書4に挙げている「対象となる人々」はあくまで例示であり、ソーシャルボンドガイドライン本文で記載しているとおり、実際の発行においては、資金の充当先であるソーシャルプロジェクトごとに、その「対象となる人々」を示すべきであり、また、その「対象となる人々」をターゲットとする理由を説明することが望ましい(例えば、社会経済的に困難な状況に置かれていること等を示して説明することが考えられる)ものと考えております。</p> <p>(2)については、プロジェクトの社会的な効果の開示に関して、インパクトレベルでの開示において、インパクトに対する個々のソーシャルプロジェクトの帰属性(寄与率)をどのように評価し、どのような指標によって示すか(地域等のマクロの指標にプロジェクトの帰属性(寄与率)を考慮した上で評価する方法等)については、今後の課題として認識しております。</p> <p>(3)、(4)及び(5)については、こうした指標等の例については、社会的な効果の評価や開示のあり方に係る国内外の議論、ICMA ソーシャルボンド原則をはじめとする関連文書等の改訂、その他、社会的課題の変化等に応じて、今後、例示の見直し・充実等を行うことを考えております。</p>

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>る。以下(3)も参照)。今回提示されている17例では、特に例③、⑥、⑨、⑫などにこの課題が見られ、そのことを意識してか、インパクトの欄に指標が例示されていないものも見られる。</p> <p>できれば、付属書4のどこかに、アトリビューションの問題があること、プロジェクトとしての評価には、セオリーを提示した上でアウトカム(アウトカム指標)レベルで測定することが好ましいことなどを簡単に明記するのがよいのではないか。それにより、事業者が過大なインパクトを主張するいわゆる「インパクト・ウォッシュ」的な報告を抑制することにもつながると思われる。</p> <p>(3) インパクトのより具体的な提示</p> <p>上記(2)とも関連するが、例③、⑤、⑥、⑨、⑬、⑭などに、インパクトが具体化されていない例が見られる。本来であれば、ソーシャルプロジェクトで生み出したいインパクトは具体的に何か、つまり、「誰が(何が)どうなることを目指すのか」という議論があったうえで、そこに至るまでのセオリーを可視化し、指標を設定するという順序となる。インパクトが具体的にないものはそこに至るロジックを示すのが難しく、そのため指標の妥当性の判断もしにくい。現段階ですべてのインパクトにさらなる具体性を持たせるのは困難だとしても、「共生社会の実現」(例③)、「高齢社会への対応」(例⑤)、「多様性を尊重する共生社会の実現」(例⑥)、「安心して住み続けることので</p>	

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>きるまちづくりへの貢献」(例⑭)などは、期待される変化もその対象も明確でなく、現段階でもう一步具体的な表現に改めることができるのではないか。</p> <p>(4) 地域等のマクロ指標の活用と評価研究の知見の活用 (2)との関連で、例1、2、7などに、「インパクトについては、地域等のマクロの指標にプロジェクトの帰属性(寄与率)を考慮した上、評価する方法等も考えられるが、上記に掲げる指標例は、プロジェクトの対象となる人々からデータを収集して評価することを想定した指標である。」との表現があるが、今後の課題として、これを一步進め、当該の事業がいかに地域等のマクロの指標に影響したかを評価することも奨励するようになると好ましいと考える。そのためには、地域等のマクロの指標を使ったデータの存在やそのオープン化が必要であり、そのような環境整備が求められる(以下(5)も参照)。</p> <p>さらに、評価研究においては、マクロ指標の変化と単一事業の関係を考察するために有用な、介入群と比較群との差分を分析して事業へのアトリビューションを評価するいわゆる「インパクト評価(Impact Evaluation)」の技術が活用できるし、データ環境が不十分な環境においても、貢献度分析(Contribution analysis)などの方法で、事業とマクロな社会状況の変化を結びつける試みも進展している。今後は、このような評価研究における知見を活用することも検討すべきであろう。</p>	

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>(5) 環境整備</p> <p>上述したように、今回のような取り組みを省庁横断的に進めているのはすばらしい。今後、今回のガイドラインをさらに改訂し、ソーシャルプロジェクトの結果を正しく評価することを推進していくことが望まれるが、その際、政府関係者の役割として、環境整備を意識することが求められるのではないだろうか。英語では Enabling Environment という用語があるが、この文脈に即して言えば、これは、民間のアクターが課題解決にむけて最大限力を発揮できるように、公的機関が法規制、インセンティブづくり、マクロデータの蓄積と拡充やオープンソース化、評価事例やエビデンスの蓄積と公表を含め、社会環境を整えていくことである。ソーシャルボンドのように、民間の取り組みを推進していくうえで、政府等公的機関がどのような役割を果たしていくのかを検討、確認することは重要な点であると考え。</p>	
9	11	<p>例②：「ダイバーシティの推進、あらゆる人々の教育機会の確保」</p> <p>(1)「外国人児童生徒の教育をめぐる状況」について、最近公表された調査結果も重要な関係情報であり、以下を補足していただきたい。</p> <p>「2020年の国勢調査では、50代以下で「小学校卒業」と回答した人は1万9857人おり、いずれの年代も外国人が50%余りを占めています。」</p>	<p>(1)について、ご指摘を踏まえ、付属書4の該当箇所に以下の記載を追加させていただきます。</p> <p>「令和2(2020)年の国勢調査では、最終卒業学校の種類について、50代以下で「小学校卒業」と回答した人は1万9857人おり、いずれの年代も外国人が50%余りを占めている。」</p> <p>(2)については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>(2) また、Social Bond Principles 原文の趣旨内容をふまえ、ここでの外国人は単に国籍ではなく、日本国籍であっても一方の親が(海外出身の)外国籍である場合なども含むことを付記していただきたい。</p>	<p>ただきます。 なお、本付属書4で挙げている「対象となる人々」は、あくまで例示であり、これに限られるものではありません。実際の発行においては、ソーシャルプロジェクトごとに「対象となる人々」を示すべきであり、また、その「対象となる人々」をターゲットとする理由を説明することが望ましいと考えております。</p>
10	24	<p>例⑥:「バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進」の図において、以下の3ヶ所の【対象となる人々】に、「外国人」を補足していただきたい。</p> <p>(1) 「サービスへのアクセシビリティの向上」 → 「【対象となる人々】障がい者、女性(特に妊婦等)、乳幼児連れの人々、性的及びジェンダーマイノリティ(LGBT等の人々)、高齢者、外国人等の利用者」</p> <p>(2) 「心のバリアフリー」の促進 → 「【対象となる人々】障がい者、女性(特に妊婦等)、乳幼児連れの人々、性的及びジェンダーマイノリティ(LGBT等の人々)、高齢者、外国人等の利用者及び従業員」</p> <p>(3) 「働きやすさの向上、社会参加の促進」 → 「【対象となる人々】障がい等のある従業員、性的及びジェンダーマイノリティ(LGBT等)の従業員、外国人の従業員」</p> <p>(理由・説明) (1)p23では「障害の有無、年齢、性別、【人種】等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう…」とあり、外国人</p>	<p>ご指摘のとおり修正させていただきます。</p>

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>も明記するのが自然である。</p> <p>(2)バリアフリーには外国人等の海外にルーツを持つ人々に向けた言語バリアフリーも重要であり、また接遇の面でも、さまざまな宗教や風習に十分配慮した「心のバリアフリー」が必要です。また、外国人雇用者数は令和3年10月末現在で約173万人となるなど、従業員向けのユニバーサル対応の拡充として外国人も明記する必要性が高まっている。</p> <p>総務省を中心に「言語バリアフリー関係府省連絡会議」を開催するなど、政府としても外国人も対象としたバリアフリーやユニバーサルデザインに取り組んでいる。</p>	
11	25	<p>例⑥:「バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進」の表</p> <p>〈1〉 「具体的なソーシャルプロジェクトの概要」について (意見) 「従業員を対象にしたバリアフリーや接遇に関する研修プログラムの実施」 →「従業員を対象にしたバリアフリーや接遇に関するガイドラインの策定や研修プログラムの実施」 と補足していただきたい。 (理由・説明) 研修が効果を上げるためにも、また全従業員への研修実施が困難な場合でも従業員の主体的な取組を推進するた</p>	ご指摘のとおり修正させていただきます。

通し番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>めに、それぞれの職場・施設・店舗に応じたガイドラインの策定は重要かつ効果的であり、プロジェクトが効果を高めるために補足すべきである。</p> <p>〈2〉 「対象となる人々」について （意見）</p> <p>(1) ガイドラインおよび p24、p49 の表記に合わせ 「●性的及びジェンダーマイノリティ」→「●性的及びジェンダーマイノリティ（OLGBT 等の人々）」と補足してください。</p> <p>(2) 「○外国人」を補足して下さい。 （理由・説明）</p> <p>(1)について： 「性的及びジェンダーマイノリティ」とは、「Social Bond Principles」（「ICMA ソーシャルボンド原則」）英語原文にある、'sexual and gender minorities' の直訳であり、LGBTQ+（LGBTs）の人々を指している（LGB（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル）は sexual minority（性的指向に関するマイノリティ）； T（トランスジェンダー）は gender minority（性自認に関するマイノリティ））。</p> <p>多くの企業の財務担当者にとっては、「性的及びジェンダーマイノリティ」という言葉になじみが薄く、どのような人々のことを指しているのかわからないため、せっかく「性的及びジェンダーマイノリティ」との記載があっても活用されなかったり、誤解を生んだりするおそれがある。</p>	

通し 番号	ページ	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>このガイドラインがその趣旨に沿って適切に運用・活用されるために、補足が必要である。</p> <p>(2)について： バリアフリーには、外国人等の海外にルーツを持つ人々に向けた言語バリアフリーも重要であり、また接遇の面でも、さまざまな宗教や風習に十分配慮した「心のバリアフリー」が必要である。総務省を中心に「言語バリアフリー関係府省連絡会議」を開催するなど、政府としても取り組んでいる。</p>	